広報資料 (経済同時)



環境政策局

担当:地球温暖化対策室

電話:222-4555

京都市地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画書制度における 第二計画期間の計画書取りまとめ結果について

京都市では、京都市地球温暖化対策条例(以下「条例」という。)に基づき、一定 規模の温室効果ガスを排出する事業者(特定事業者)の自主的な排出量削減を図るた め、特定事業者から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し、公 表を行う制度(別紙参照)を運用しています。

第一計画期間(平成23~25年度)における特定事業者からの総排出量は、基準年度(平成20~22年度)から9.0%の削減となり、制度で定める目標(部門別の目標削減率、別紙参照)を大きく上回る結果となりました。

この度,更なる排出量削減を目的として,143の事業者から提出された第二計画期間(平成 $26\sim28$ 年度)の計画書を取りまとめましたので,お知らせします。

記

1 温室効果ガス排出量

第二計画期間の温室効果ガス排出量の年平均は、188.2万トンで、基準年度排出量(第一計画期間における排出量の年平均値)から10.6%を削減する計画となっています。

部門別では、産業部門12.1%、運輸部門8.2%、業務部門10.3%の削減となっています。

表1 第二計画期間の温室効果ガス排出量(計	一画値)

Lagr		温室効果ガ (単位:万ト	削減率	
部門	事業者	基準年度値 ^{※1}	計画値 ^{※2} (年平均)	(%)
合計	143	210. 4	188. 2	▲ 10. 6
産業部門	34	55. 8	49. 0	▲ 12. 1
運輸部門	23	26. 8	24. 6	▲8. 2
業務部門	86	127. 8	114. 6	▲ 10. 3

- ※1 原則として第一計画期間(平成23~平成25年度)の排出量の年平均値を採用している。
- ※2 第二計画期間(平成26~28年度)の排出量の年平均値。

2 総合評価結果

総合評価は、温室効果ガス排出量の削減率、原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減率、重点対策実施率の3点により実施したもので、部門別の内訳は、表2のとおりです。

第一計画期間に実施した評価結果(参考1,2)と比較すると、計画書評価及び 実績評価のS評価の事業者数が大きく増加するとともに、C評価の事業者数が減少 しています。

このことは、第一計画期間の取組実績を通して、意欲的な計画を立てた事業者が 増加したことによるものと考えられます。

表2 第二計画期間の計画書評価の事業者数一覧 (単位:者)

部門	S評価	A 評価	B評価	C評価	D評価	合計
産業部門	1 3	1 5	3	3	0	3 4
運輸部門	5	1 8	0	0	0	2 3
業務部門	2 4	4 5	1 0	7	0	8 6
合計	4 2	7 8	1 3	1 0	0	1 4 3

参考1 第一計画期間の計画書評価(平成23年度)の事業者数一覧 (単位:者)

						() [] (
部門	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
産業部門	5	2 7	1	4	0	3 7
運輸部門	0	2 4	0	1	0	2 5
業務部門	2	5 7	7	1 8	0	8 4
合計	7	1 0 8	8	2 3	0	1 4 6

参考2 第一計画期間の実績評価(平成26年度)の事業者数一覧 (単位:者)

部門	S評価	A 評価	B評価	C評価	D評価	合計
産業部門	6	1 9	5	5	0	3 5
運輸部門	2	1 8	1	3	0	2 4
業務部門	1 5	5 4	1 0	1 0	0	8 9
合計	2 3	9 1	1 6	1 8	0	1 4 8

<S評価>

制度の<u>目標削減率を2倍以上達成</u>し、かつ原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減及び重点対策実施率においても<u>優れた内容を計画している</u>事業者

<A評価>

温室効果ガス排出量で制度の目標削減率以上の削減を計画している事業者

<B評価>

制度の<u>目標削減率以上の削減を計画していない</u>が、原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減、 重点対策実施率等で一定以上の内容を計画している事業者

<C評価>

制度の目標削減率以下の削減計画である事業者

<D評価>

エネルギー使用量の把握、排出量削減の目標設定等ができていない事業者

全143事業者のうち,120者(S評価42者,A評価78者,全体の84%)が目標削減率(計画期間中の平均排出量が基準年度排出量に対して,産業部門:▲2%,運輸部門:▲1%,業務部門:▲3%)を達成する計画を設定し,A評価以上になっています。S評価事業者(42者)は、表3のとおりです。

表3 第二計画期間計画書のS評価事業者一覧(敬称略)

部門	事業者名							
	 関西尾池工業株式会社 	京セラ株式会社	株式会社グラフィック	三洋化成工業株式会社				
産業	株式会社島津製作所	会社島津製作所ジヤトコ株式会社		東レコーテックス株式会社				
7	日新電機株式会社	日本たばこ産業株式会社	日本電産株式会社	株式会社堀場製作所				
	ローム株式会社							
運輸	京聯自動車株式会社	近畿日本鉄道株式会社	福山通運株式会社	洛東タクシー株式会社				
(土田)	洛陽交運株式会社							
	アバンティビル 管理組合	株式会社王将 フードサービス	株式会社京都銀行	京都市				
	京都市教育委員会	学校法人京都女子学園	京都信用金庫	京都ステーション センター株式会社				
₩ ₹₩	 京都生活協同組合 	国立大学法人京都大学	京都中央信用金庫	京都府公立大学法人				
業務	 学校法人京都薬科大学	株式会社近鉄 ホテルシステムズ	医療法人財団康生会	株式会社ジェイアール 西日本伊勢丹				
	松竹株式会社	西日本電信電話 株式会社	日本生命保険相互会社	学校法人佛教教育学園				
	株式会社平和堂	株式会社 ヨドバシカメラ	学校法人立命館	株式会社ロイヤルホテル				

3 報告書類等の公表

提出された計画書は、地球温暖化対策室ホームページで公表を行うとともに、写 しを同室で閲覧できるようにします。

ホームページ URL http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000180493.html

事業者排出量削減計画書制度の概要

・特定事業者の該当要件

区 分	要件
大規模エネルギー	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が,原油に換算
使用事業者	して 1, 500 キロリットル以上の事業者
十七件於父事業之	トラック 100 台以上,バス 100 台以上,タクシー150 台以上を保有する運送事業者
│ 大規模輸送事業者 │	鉄道車両 150 両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き,温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して 3,000 トン以上の事業者

• 計画期間と評価時期

○計画に対する評価: 3年を計画期間とする削減計画書の内容を基に評価 削減計画書は各計画期間の第1年度目に提出 ○実績に対する評価:計画期間終了後の削減報告書の内容を基に評価 削減報告書は各年度の前年度実績を報告								
23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度							29年度	
第一計画期間	計画書	報告書	報告書	報告書 <mark>評価</mark>				
(平成23~25年度)		指導	・助言					
第二計画期間				計画書 <mark>評価</mark>	報告書	報告書	報告書評価	
(平成26~28年度)					指導	・助言		

・目標削減率と総合評価

